

規制の事前評価書(要旨)

【代替案あり】

政策の名称	特定基地局開設料に関する制度の対象となる特定基地局の追加	
担当部署	総務省情報流通行政局放送政策課	電話番号:03-5253-5381 e-mail:
評価実施時期	令和 2年 2月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】</p> <p>総務省では、V-High帯域(207.5~222MHz)の活用方策について検討を進めてきたところ、「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会(座長:伊東晋 東京理科大学理工学部嘱託教授)の提言等を踏まえ、V-High帯域を通信・放送分野のいずれかもしくは複数のシステムに割り当てることを基本方針として取組を進めている。これらのシステムは、V-High帯域が全国で利用可能な帯域であること等を踏まえると、一の事業者が、その知見やノウハウを活用して広範囲に電波を使用するものになることが見込まれる。このようなシステムを迅速かつ円滑に整備していくためには、事業者の創意工夫により電波の有効利用をこれまで以上に促進する必要がある。通信分野(携帯電話)では、電波法の一部を改正する法律(令和元年法律第6号)により、事業者の創意工夫に基づく電波の有効利用の取組を審査する特定基地局開設料に関する制度が導入されたが、放送分野(移動受信用地上基幹放送)はその制度の対象外とされたため、現行制度の下では、事業者の創意工夫に基づく電波の有効利用の取組を適切に審査することができない。したがって、V-High帯域を放送分野(移動受信用地上基幹放送)のシステムに割り当てることとした場合に、事業者の創意工夫に基づく電波の有効利用の取組を適切に審査することができないことにより、有限希少な電波が有効利用されず、当該システムの迅速かつ円滑な整備を図ることが困難な状況をベースラインとする。</p> <p>【課題及び課題の発生原因】</p> <p>現行制度の下では、放送分野(移動受信用地上基幹放送)への周波数割当に当たり、事業者の創意工夫に基づく電波の有効利用の取組を審査する制度が整備されていないことから、V-High帯域を放送分野(移動受信用地上基幹放送)のシステムに割り当てることとした場合、有限希少な電波が有効利用されず、当該システムの迅速かつ円滑な整備が図られないことが課題である。</p> <p>【規制の内容】</p> <p>現行制度の下では、移動受信用地上基幹放送への周波数割当に当たり、特定基地局の開設計画の認定が必要となること、電波の経済的価値をより高く評価する者が、より電波を有効利用する者と考えられるため、電波の有効利用をより一層図る観点から、その審査項目に事業者の創意工夫を審査する項目として、特定基地局で使用する周波数の電波の経済的価値について開設計画の申請者が自ら金銭的に評価した額である「特定基地局開設料」(認定を受けた場合には納付すべき額となる。)に関する事項を追加する等の措置(以下「本件規制」という。)を新たに講ずる必要がある。</p> <p>なお、令和2年1月29日に「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」が取りまとめた「放送用周波数の活用方策等に関する基本方針」において、V-High帯域は通信・放送分野のいずれかもしくは複数のシステムの割当てが可能であることを踏まえ、現時点において、通信・放送を区別することなく、一の事業者が、その知見やノウハウを活用して広範囲に電波を使用するシステムを導入する場合に、周波数の経済的価値を踏まえた割当制度を適用することが可能となるよう、予め関連制度の整備を進めておくことが適当である旨が示されている。</p>	
想定される代替案	<p>【代替案】</p> <p>開設計画の認定後に特定基地局開設料の額を報告させること</p>	
規制の費用	当該規制の場合	代替案の場合
(遵守費用)	本件規制の導入は、現行の特定基地局の開設計画の認定制度の審査項目に1項目を追加するものであり、新たに発生する遵守費用は限定的であると考えられる。	定期的な報告を行わせることとした場合、その都度遵守費用が発生することから、費用は増大する。
(行政費用)	本件規制導入後、移動受信用地上基幹放送を提供するために特定基地局を開設しようとする者が開設計画を総務大臣に提出した場合、総務大臣は特定基地局開設料の額に関する事項を審査・評価する費用が新たに発生するが、現行制度においても総務大臣は多数の事項を審査しており、追加費用は限定的である。	定期的な報告を行わせることとした場合、その都度当該報告を確認するための行政費用が発生することから、費用は増大する。
規制の効果(便益)	当該規制の場合	代替案の場合
(直接的効果(便益))	特定基地局開設料に関する事項が開設計画の認定制度の審査事項に追加された場合、収益をあげる観点から、事業者が創意工夫をしてより一層電波を有効利用する取組を総務大臣が審査することができるようになる。事業者の創意工夫による取組により、有限希少な電波が有効利用されることで、V-High帯域を放送分野(移動受信用地上基幹放送)のシステムに割り当てることとした場合、当該システムの迅速かつ円滑な整備が図られることが期待される。	開設計画の認定時に総務大臣が審査することができないことから、得られる便益は減少する。
(副次的・波及的な影響)	事業者が支払った特定基地局開設料は、電波を使用する高度情報通信ネットワークの整備を促進するために必要な施策(移動受信用地上基幹放送等のネットワーク整備に係る施策等)、当該高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報の活用による高い付加価値の創出を促進するために必要な施策(高品質な映像データ等を分析・加工するための先端技術の開発・実装を支援する施策等)及び当該付加価値が社会の諸課題の解決に活用されることを促進するために必要な施策(新たなサービスが安全・安心・円滑に利用されるようするためのサイバーセキュリティ確保に係る施策等)の実施に要する経費(電波利用共益費用に該当するものを除く。)に充てることとされており、Society5.0の実現に向けた取組が促進されることとなる。	事業者が支払った特定基地局開設料は、電波を使用する高度情報通信ネットワークの整備を促進するために必要な施策(移動受信用地上基幹放送等のネットワーク整備に係る施策等)、当該高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報の活用による高い付加価値の創出を促進するために必要な施策(高品質な映像データ等を分析・加工するための先端技術の開発・実装を支援する施策等)及び当該付加価値が社会の諸課題の解決に活用されることを促進するために必要な施策(新たなサービスが安全・安心・円滑に利用されるようするためのサイバーセキュリティ確保に係る施策等)の実施に要する経費(電波利用共益費用に該当するものを除く。)に充てることとされており、Society5.0の実現に向けた取組が促進されることとなる。
費用と効果(便益)の関係	<p>上述のとおり、新たに発生する追加的な遵守費用及び行政費用は限定的であると考えられる一方で、本件規制を導入することにより、V-High帯域を放送分野(移動受信用地上基幹放送)のシステムに割り当てることとした場合、有限希少な電波の有効利用が図られ、当該システムの迅速かつ円滑な整備が図られることとなる。</p> <p>以上から、本件規制により得られる便益は、本件規制の導入に伴う費用を上回ることが見込まれることから、本件規制の導入は妥当と考えられる。</p>	
代替案との比較	<p>開設計画の認定時に総務大臣が審査することができないこと、定期的な報告を行わせることでその都度遵守費用が発生することから、本件規制と比較して、得られる便益は減少する一方、費用は増大することになるため、この代替案を採用することは適切ではない。</p>	
その他関連事項	<p>【事前評価の活用状況】</p> <p>令和2年1月29日に「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」が取りまとめた「放送用周波数の活用方策等に関する基本方針」を踏まえ、今回の改正を行うものである。</p>	
事後評価の実施時期等	<p>【事後評価の実施時期】</p> <p>改正法の施行後3年以内に、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】</p> <p>本件規制導入後に認定を受けた開設計画に係る特定基地局の開設状況を確認する。</p>	
備考		